

退職後の互助組合の制度「退職医療制度」の御案内！

互助組合では、退職後も安心して生活できるよう組合員の相互扶助による「退職医療制度」を設けており、退職後の医療費の自己負担を軽減する医療費等の給付、人間ドック助成などの福祉事業を実施しています。

退職時に互助組合員であった人で、退職日の翌日の満年齢が満45歳以上の方が加入できます。

県職員、警察職員及び市町職員の互助会にはない制度で、令和3年度末時点で8,776人が加入されています。

【主な事業例】

| | |
|---------|--|
| 療養補助金 | <p>病院・薬局などの保険医療機関にかかられた場合、医療費総額の2割を70歳に達する年度末まで補助します。</p> <p>※ 自己負担額が医療費総額の2割を下回る場合は、自己負担額を限度として支給します。</p> <p>（例）総医療費が10,000円で、窓口自己負担額が3,000円（3割）の場合、療養補助金を請求されると2,000円（2割）を支給します。</p> <p>※ 健康保険適用の医療費が対象で、医療機関ごとに月最高63,600円の補助を限度とします。</p> <p>＜現況＞令和3年度（1年間）の給付総額は111,325千円でした。</p> |
| 人間ドック助成 | <p>1日人間ドック健診料金の一部（12,000円）を助成します。</p> <p>※ 県内18ヶ所の健診機関で受診することができます。</p> <p>＜現況＞多くの組合員が定期的な人間ドックの受診によって、病気の早期発見・早期治療で健康を維持されています。</p> |
| 入院助成金 | <p>引き続き7日以上入院した場合、1日1,000円を助成します。</p> <p>※ 1会計年度につき、合計60日間60,000円を限度とします。</p> <p>＜現況＞高齢の組合員は入院の頻度が高くなり、複数回・数年にわたり助成金を受けられています。</p> |
| 慶 祝 金 | <p>70歳以上の長寿年齢に達したときに支給します。</p> <p>※ 古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿に10,000円～50,000円を支給します。</p> <p>＜現況＞組合員の平均年齢は78.6歳で、最高齢は103歳の御長寿です。</p> |
| 健 康 記 念 | <p>70歳に達する年度末まで療養補助金を受給しなかった場合に3万円を支給します。</p> |
| 死亡弔慰金 | <p>退職医療組合員が死亡したときに、加入期間に応じて、遺族に2～20万円を支給します。</p> |

「療養補助金」と「健康記念」を除く事業は終身御利用いただけます。

その他、広報紙を発行し、事業のお知らせや募集を行っています。

加入については、「退職医療組合員申出書」及び「退会給付金請求書」を退職日から30日以内に互助組合へ提出してください。掛金は、退職時の年齢に応じた金額を加入時に一括納入していただきます。

＜注意＞

- 療養補助金の1年間の給付総額は、各組合員の健康状況等によって大きく違う場合があります。
- 退職医療制度の各事業の財源は、新規加入者の納入する掛金とその運用収益です。

近年の超低金利に伴う利息収入の減少、加入者の減少、組合員の高齢化に伴う給付額の増加、定年延長などが財政状況に影響を与えていくものと考えられ、今後、現在の給付額の大幅な減額等の調整を行う必要が生じる可能性があります。